第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「基本法」という。)第 40 条の規定に基づいて、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、広島県内において発生が想定されるあらゆる災害に対処するため、本県の地域に係る防災に関し、県、市町、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに、県民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

- 1 この計画は、水防法(昭和24年法律第193号)に基づく「広島県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく「広島県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図る。
- 2 この計画は、近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害 応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、災害対策を総合的に推進していくものである。
- 3 この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。
- 4 この計画は、防災関係機関の災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

1 基本理念

- (1) 本県の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- (4) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、 それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の 安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (5)被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、 避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取 り入れた防災対策を推進する。
- (7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

2 基本原則

防災関係機関は、基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策 及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令、この計画及び広島県防災対策基本条例による ほか、次の一般原則に従う。

- (1) 市町は、基礎的な地方公共団体として、区域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、住民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、その市町の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう、その市町の地域に係る防災計画を作成してこれに対処する。
- (2) 県は、市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、 その地方行政機関又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急 措置の実施を要請し、又は求める。
- (3) 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その所掌する事務については県又は市町に対して勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その業務の公共性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (5) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、

その管理する施設の災害に対しては自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又 は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。

(6) 防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するにあたって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。

また、要配慮者や観光客などに対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

(7) 広島県防災会議(以下「防災会議」という。)は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもって的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。

また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

(8) 県民は、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時には、相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは、次のとおりである。

1 県

- (1) 津波警報等の伝達
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3)被害調査
- (4) 災害広報
- (5)被災者の救出、救助等の措置
- (6) 被災施設の応急復旧
- (7) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (8) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (9) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (11) 被災建築物応急危険度判定
- (12) 被災宅地危険度判定
- (13) 広島地方気象台と協力した緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

2 県警察

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2)被害実態の把握
- (3)被災者の救出、救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
- (7) 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び誘導
- (8) 不法事案の予防及び取締り
- (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

3 市町

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2)被害調査
- (3) 災害広報
- (4) 避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- (5)被災者の救出、救助等の措置
- (6)消防及び水防活動
- (7)被災施設の応急復旧

- (8) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (10) 市町内における公共的団体及び住民の防災組織の育成指導
- (11) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (12) 被災建築物応急危険度判定
- (13) 被災宅地危険度判定
- (14) 広島地方気象台と協力した緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

4 指定地方行政機関

- (1) 中国四国管区警察局
 - ア 管区内各県警察の指導、調整及び広域緊急援助隊等の応援派遣に関する調整
 - イ 他管区警察局との連携
 - ウ 関係機関との協力
 - エ 情報の収集及び連絡
 - オ 警察通信の運用
 - カ 津波警報等の伝達
- (2) 中国四国防衛局
 - ア 米軍の艦船・航空機に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡すること。
 - イ 災害時における防衛省本省及び米軍等との連絡調整
- (3) 中国総合通信局
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ 電波の監理及び電気通信の確保
 - ウ 災害時における非常通信の運用監督
 - エ 非常通信協議会の指導育成
 - オ 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者 等に対する貸与要請
- (4) 中国財務局
 - ア 被災復旧事業費の査定への立会
 - イ 地方公共団体に対する被災復旧事業にかかる財政融資資金地方資金の貸付
 - ウ 国有財産の無償貸付等
 - エ 金融機関に対する金融上の措置の要請
- (5) 中国四国厚生局

国立病院機構等関係機関との連絡調整(災害時における医療の提供)

- (6) 広島労働局
 - ア 工場、事業場における労働災害の防止に関する指導、監督
 - イ 労働者の業務上の災害補償保険に関する業務
- (7) 中国四国農政局
 - ア 農業関係被害の調査、報告、情報の収集
 - イ 農地保全施設又は農業水利施設の防災管理

- ウ 災害時における生鮮食料品等の供給対策
- エ 災害時における家畜の管理、飼料供給の対策及び指導
- オ 土地改良機械の緊急貸付
- カ 被災した農地・農業用施設の応急対策のための技術職員の派遣
- (8) 近畿中国森林管理局
 - ア 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の管理
 - イ 災害応急対策用木材の供給
- (9) 中国経済産業局
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ 電気、ガスの供給の確保に必要な指導
 - ウ 被災地域において必要とされる災害対応物資(生活必需品、災害復旧資材等)の円滑な供給 を確保するため必要な指導
 - エ 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
- (10) 中国四国産業保安監督部
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に 必要な監督、指導
 - ウ 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督、指導
- (11) 中国地方整備局
 - ア 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧
 - イ 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供
 - ウ 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言
 - エ 災害に関する情報の収集及び伝達
 - オ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
 - カ 災害時における交通確保
 - キ 海洋の汚染の防除
 - ク 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
- (12) 中国運輸局
 - ア 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ 運送等の安全確保に関する指導監督
 - ウ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整
 - エ 緊急輸送に関する要請及び支援
- (13) 広島空港事務所
 - ア 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置
 - イ 遭難航空機の捜索及び救難
 - ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
- (14) 広島地方気象台
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びに、その成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象の予報及び 警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説

- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・援助
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- カ 緊急地震速報の利用周知・広報
- (15) 第六管区海上保安本部
 - ア 警報等の伝達
 - イ 情報の収集及び情報連絡
 - ウ 海難救助等
 - エ 緊急輸送
 - オ 物資の無償貸付又は譲与
 - カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援
 - キ 流出油等の防除
 - ク 海上交通安全の確保
 - ケ 警戒区域の設定
 - コ 治安の維持
 - サ 危険物の保安措置
- (16) 中国四国地方環境事務所
 - ア 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達
 - イ 家庭動物の保護等に係る支援
 - ウ 災害時における環境省本省との連絡調整
- (17) 中国地方測量部
 - ア 地理空間情報の活用に関すること
 - イ 防災関連情報の活用に関すること
 - ウ 地理情報システムの活用に関すること
 - エ 復旧測量等の実施に関すること

5 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
 - イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与
- 6 指定公共機関
- (1) 国立病院機構

災害時における医療、助産等救護活動の実施

- (2) 日本郵便株式会社中国支社
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

- ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄附金を内容とする郵便物の料金免除
- オ 災害時における災害特別事務取扱い等の窓口業務の確保
- (3) 日本銀行広島支店
 - ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整
 - イ 資金決算の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - オ 各種措置に関する広報
- (4) 日本赤十字社広島県支部
 - ア 災害時における医療、助産等救護の実施
 - イ 避難所奉仕及び義援金の募集、配分
 - ウ 日赤関係医療施設の保全
- (5) 日本放送協会広島放送局
 - ア 気象等予警報及び被害状況等の報道
 - イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
 - ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
 - エ 放送施設の保守
 - オ 義援金の募集、配分
- (6) 西日本高速道路株式会社中国支社
 - ア 管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
- (7) 本州四国連絡高速道路株式会社
 - ア 管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
- (8) 西日本旅客鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設の防災管理
 - イ 災害時における旅客の安全確保
 - ウ 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力
 - エ 被災鉄道施設の復旧
- (9) 日本貨物鉄道株式会社

災害時における救助物資の緊急輸送の協力

- (10) 西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)中国支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTT コム」という。)、株式会社 NTT ドコモ中国支社 (以下「NTT ドコモ中国支社」という。)
 - ア 公衆電気通信設備の整備と防災管理
 - イ 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
 - ウ 被災公衆電気通信設備の復旧
 - エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供
 - オ 「災害用伝言板サービス」の提供

- (11) 日本通運株式会社広島支店災害時における救援物資の緊急輸送の協力
- (12) 中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社
 - ア 電力施設の防災管理
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の応急対策及び応急復旧
- (13) KDDI株式会社中国総支社
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- (14) ソフトバンク株式会社
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- (15) 楽天モバイル株式会社
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- 7 指定地方公共機関
- (1) ガス供給事業者
 - ア ガス施設の防災管理
 - イ 災害時におけるガスの供給の確保
 - ウ 被災ガス施設の応急対策及び災害復旧
- (2) 旅客、貨物運送業者
 - ア 災害時における旅客の安全確保
 - イ 災害時における救助物資、避難者の輸送の協力
 - ウ 被災鉄軌道施設等の応急対策及び復旧
- (3) 民間放送機関
 - ア 気象等予警報及び被害状況等の報道
 - イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
 - ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
 - エ 放送施設の保守
- (4)一般社団法人広島県医師会 災害時における医療救護活動の実施
- (5) 広島県厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人恩賜財団広島県済生会 一般社団法人広島県医師会に準ずる。
- 8 防災上重要な施設の管理者

- (1) 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者
 - ア 施設の防災管理
 - イ 施設に出入りしている患者、観客、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安 全対策の実施
- (2) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う 施設の管理者
 - ア 施設の防災管理
 - イ 被災施設の応急対策
 - ウ 施設周辺住民に対する安全対策の実施
- (3) 社会福祉施設等の管理者
 - ア 施設の防災管理
 - イ 施設入所者に対する避難の誘導等安全対策
- (4) その他防災上重要な施設の管理者 前記(1)、(2)、(3) に準じた防災対策の実施